

# 平成31年度 村・県民税の申告が始まります!

**申告期間**

平成31年2月14日(木)から3月15日(金)まで

※下記記載の日曜日以外の、土日・祝日は除く。

**受付時間**

午前9:00～11:30 午後1:30～4:00

※会場の混み具合によって、受付開始及び終了時間が早まる場合があります。あらかじめご了承ください。

**申告会場**

吉の浦会館 会議室 (下記指定日のみ)

指定日	指定行政区	指定日	指定行政区
2月14日(木)	伊集・和宇慶・南浜・北浜・津覇 中城団地・奥間・浜	3月7日(木)	指定日に来られない方(全行政区)
2月15日(金)		3月8日(金)	
2月17日(日)	指定日に来られない方(全行政区)	3月10日(日)	
2月18日(月)	安里・当間・屋宜・添石・伊舎堂 第2団地・泊・久場	3月11日(月)	
2月19日(火)		3月12日(火)	
2月20日(水)	登又・新垣・サンヒルズ 北上原・南上原	3月13日(水)	
2月21日(木)		3月14日(木)	
		3月15日(金)	

- 指定日以外は、中城村役場 税務課 窓口にて受付しております。
- 上記の日程の最終受付の5日間は、大変混み合い、長時間お待ちいただくことが予想されますので、お早めの申告にご協力をお願いします。
- 申告受付期間中の入院や出張等やむを得ない理由がある場合を除き、申告受付の停止期間を設けております。期間内申告にご理解・ご協力をお願いします。

～申告受付停止期間～

平成31年3月16日(土)～5月31日(金)

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号(マイナンバー)カード等、個人番号の確認ができるもの
- 本人確認書類(免許証等)
- 給与・年金等の源泉徴収票(原本)
- 各種控除の証明書等(原本)
- 障害者控除を受ける方は障害(療育)手帳など
- 営業・農業・不動産所得等の方は、収入額や必要経費のわかる書類
- 営業・農業・不動産の方は収支内訳表(申告書裏面記入でも可)

※平成30年中、収入が無くても次のような方は、申告が必要です。

- 児童手当などの申請をされる方
- 所得証明書等が必要な方
- 国民年金等の免除申請をされる方
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入されている方
- 公営住宅の入居手続きが必要な方
- その他、福祉サービスの申請をされる方
- 障害基礎年金受給者で、毎年7月に現況届を提出する必要がある方